

休眠預金イノベーション事業

2021年度「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく実行団体公募説明会資料

「誰もが活躍できる信州「働き」「学び」「暮らし」 づくり事業 公募要領説明」



公益財団法人

(構成団体：長野県みらい基金、長野県経営者協会、長野県労働者福祉協議会
連携団体：日本青年会議所北陸信越地区長野ブロック協議会)

長野県休眠預金等活用コンソーシアム

目次



1. 休眠預金事業について
 2. 休眠預金等交付金に係る資金の活用によりめざす姿
 3. 実行団体とその役割
 4. 助成事業の概要
 5. 実行団体に求められる事業の姿
 6. 事業の全体像
 7. 支援事業イメージ
 8. 申請資格要件
 9. 助成方針
 10. 選定について
 11. 申請の手続き
 12. 経費について
 13. 選定の流れ
 14. 選定時の審査項目
 15. 審査結果の通知
 16. 選定後について
 17. 実行団体の基盤強化について
 18. 事業の評価
 19. 実行団体に対する監督について
 20. 外部監査の実施
 - 21-26. その他
 27. 資金提供契約
- 問合せ・相談窓口

1. 休眠預金事業について



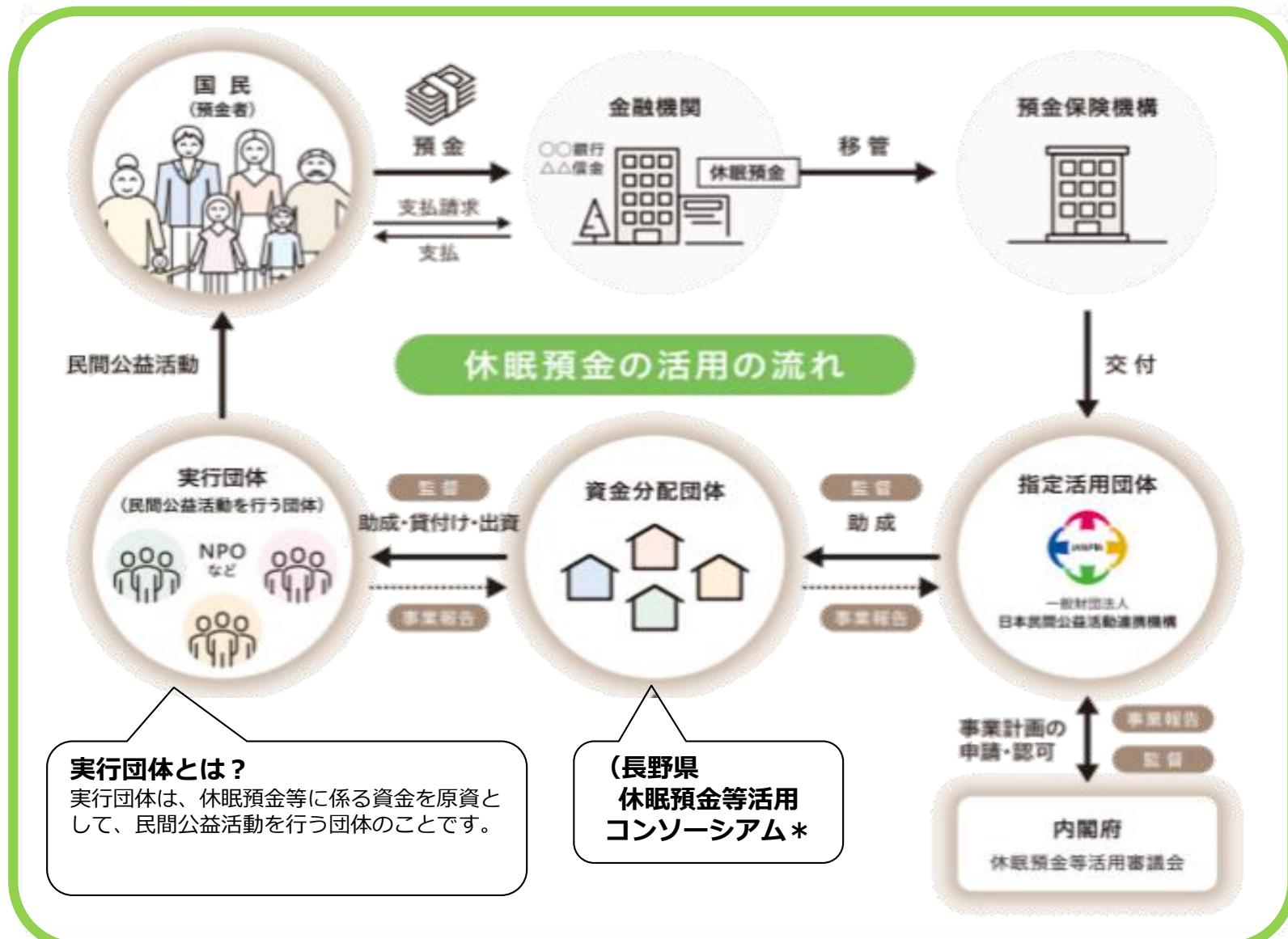
「民間公益活動を促進するための休眠預金等に
係る資金の活用に関する法律(平成28年法律第101号)」が、
2018(平成30)年1月1日に全面施行

(背景)

日本は人口減少、高齢化の進展等に起因とする社会の諸課題に直面
行政の既存施策では十分な対応が困難な課題がある
これらの解決に資するため、10年以上入出金が確認できない休眠預金等について、
預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、民間公益活動の促進に活用

長野県休眠預金等活用コンソーシアムは、
同法に基づく資金分配団体として、
民間公益活動を行う団体（実行団体）の公募を実施

1. 休眠預金事業について



資金分配団体の「長野県休眠預金等活用コンソーシアム」は、

- ・公益財団法人長野県みらい基金
- ・一般社団法人長野県経営者協会
- ・一般社団法人長野県労働者福祉協議会

で構成

1. 休眠預金事業について



目的：国、地方公共団体が対応困難な社会の諸課題の解決、民間公益活動の担い手の育成と
民間公益活動にかかる資金調達の環境整備

長野県では、長野県みらい基金が資金分配団体として毎年提案事業が採択。これまで**29**の実行団
体へ支援（**支援数は全国最多**）

草の根活動
支援事業
(上限 2 億円)

2019年度事業採択
(7 団体)
2020年度事業採択
(県内 2 団体)

新型コロナ
ウイルス対応
緊急支援事業

2019年度事業採択
(20 団体)

イノベーション
企画支援事業
(上限 3 億円)

2021年度事業採択
(6 団体程度)

休眠預金事業
としては**最大**
規模の支援
メニュー

2021年度第 1
次公募で採択
されたのは
長野県のみ

2. 休眠預金等交付金に係る資金の活用によりめざす姿



活用の目的

- 1) 国、地方公共団体が対応困難な社会の諸課題の解決を図る
- 2) 民間公益活動の担い手の育成と民間公益活動に係る資金調達の環境を整備

目的達成で期待される効果

- ・社会の諸課題の解決のための
自律的かつ持続的な仕組みが構築
- ・民間公益活動を行う団体の
資金的自立性と事業の持続可能性を確保



- ・社会課題解決能力の飛躍的な向上
- ・SDGsの達成にも貢献

財源（休眠預金）の特性（国民の資産）から重視すること

- ・国民、ステークホルダー（多様な関係者）への事業の透明性や説明責任
- ・事業成果の可視化⇒事業評価の実施
- ・民間公益活動を担う組織の能力強化を目的とした伴走支援



2. 「優先的に解決すべき社会の諸課題」

- 休眠預金等活用法（JANPIA及び長野県みらい基金）における優先的に解決する社会の諸課題（赤字が本事業の優先課題）

①子ども及び若者の支援に係る活動

- (1)経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
- (2)日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援

(3)社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援

②日常生活または社会生活を営む上での困難を有する者の支援に関する活動

(4)働くことが困難な人への支援

- (5)社会的孤立や差別の解消に向けた支援

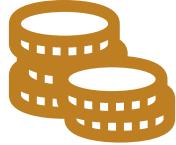
③地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に関する活動

(6)地域の働く場づくりの支援

(7)安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

- 「包括的支援プログラム」の中で、上記(1)～(7)の課題のいずれか、または複数・複合的な課題の解決策を提案
- 成果目標（複数年度事業は最終年度）を提示（最終的成果目標は調整後決定）

3. 実行団体とその役割



実行団体とは

資金分配団体から助成、貸付け又は出資（以下「助成等」という。）を受け、民間公益活動を行う団体

実行団体の役割

- 1) 行政の縦割りに「横串」を刺す、あるいは公的制度のいわゆる「狭間」に位置している具体的な社会の諸課題を抽出し、可視化する。
- 2) 成果に着目しつつ休眠預金等に係る資金を効果的・効率的に活用し、社会の諸課題の解決に向けた取組を推進する。
- 3) 民間の創意・工夫を十分に活かし、複雑化・高度化した社会の諸課題を解決するための革新的な手法を開発し、実践する。
- 4) 自ら行う民間公益活動の成果評価を実施し、民間公益活動の見直しや人材等の資源配分への反映等、民間公益活動のマネジメントの中で評価を有効に活用する。
- 5) 現場のニーズや提案、事業成果等を資金分配団体を通じて JANPIA にフィードバックすることにより、本制度の一層の改善につなげる。

4. 助成事業の概要



【事業名】 誰もが活躍できる信州「働き」「学び」「暮らし」づくり事業

【助成事業項目】 イノベーション企画支援事業

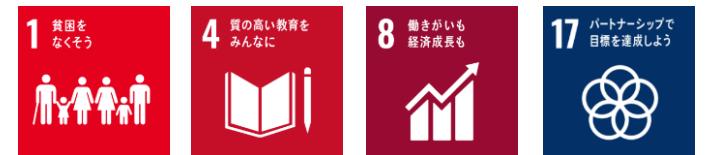
【事業実施地域】 長野県

【事業実施期間】 2022年度～2024年度

【募集実行団体】 5～6団体程度（1団体：1000万円程度/年、3000万円程度/3年）

【事業による成果目標】

○中長期目標



「長野県では、誰もが楽しく暮らせる、働く、学べる地域社会になる」

地域横断のテーマ（地域社会の根本課題）へ革新的な課題解決の事業の実証、検証等を通じ新しい仕組みを構築

短期的成果目標



重点ターゲット層

女性

若者

困難を有する者

重点分野

地域企業

働く技

起業

困難を抱えている女性、障がい者等のスキルアップ・多様な働き方支援

新型コロナウイルスを乗り越える地域企業の後継、再生支援

企業ニーズと労働者の欲求に対応するスキルアップ&マッチング

一人多役(一人が複数の役割を担う)など地域のSDGsを実現する多様な働き方支援

地域資源を活用した社会的企業の立ち上げ・伴走支援

5. 実行団体に求められる事業の姿



課題解決のモデル = 地域資源（文化・産業） × 主体（地域） × 出口戦略

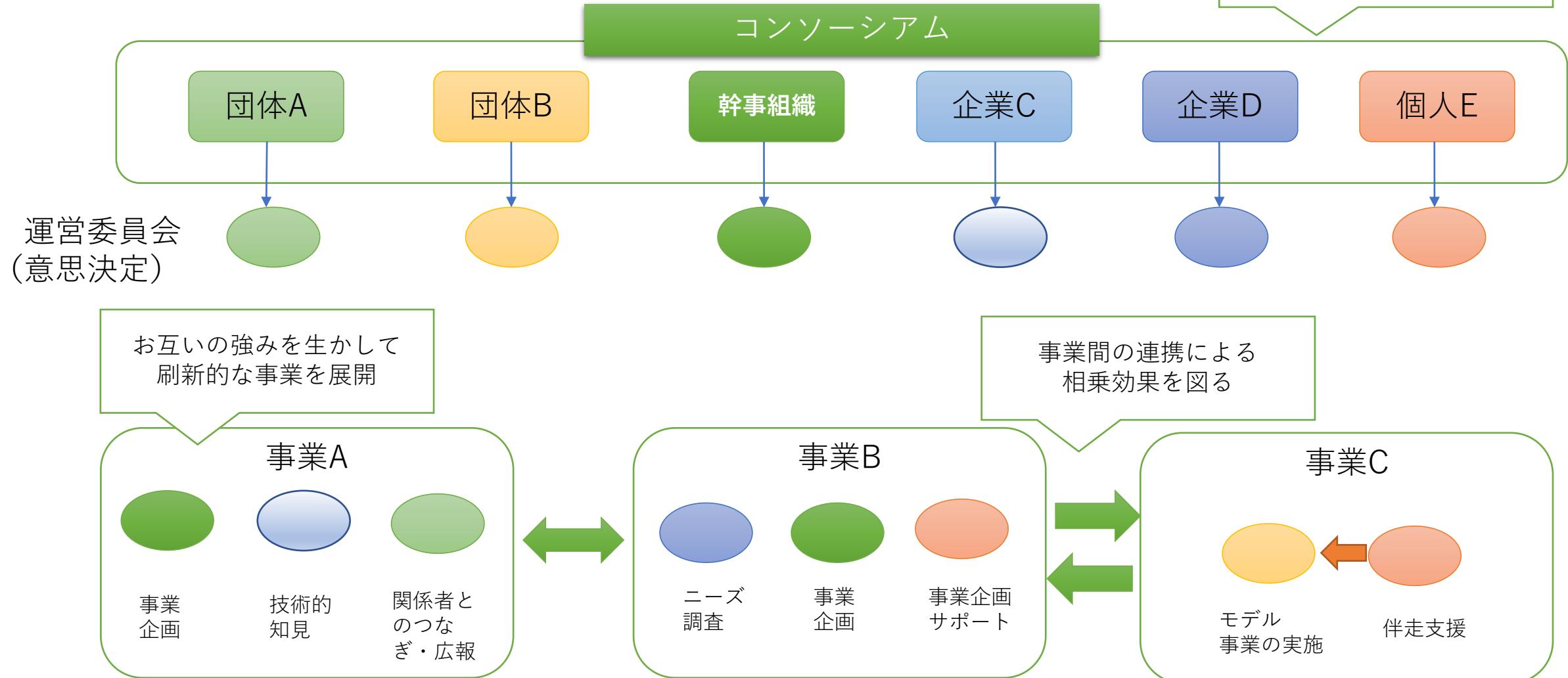
（継続）

- 運動体、事業主体として責任と能力を有する組織が核となる。
- 個別の団体ではなく、複数の団体、多様な主体の参画と協働によるコンソーシアムによる応募が必須
- 事業の実施にあたっては、課題解決のための事業を企画、試行をしながら社会的なインパクト（他機関の連携・協働による相乗的な効果）を生む成果志向の事業を実施。

5. 実行団体事業実施体制イメージ



経験や立場の異なる
主体による連携体制



5. 申請資格を有する実行団体 「コンソーシアム」



- コンソーシアムは、申請事業の運営上の意思決定及び実施を2団体（民間団体、企業等）以上で共同して行うとともに、事業運営の企画・立案にあたっての事務局・コーディネート業務を行う「幹事団体」を置く。
- コンソーシアムには、幹事団体のほか、現場で具体的なプロジェクトを行う「構成団体」（幹事団体が構成団体を兼ねることは可能で、1団体以上）で構成する。そのほか事業を支援する研究機関、金融機関等を含めることも可能。

幹事団体	コンソーシアムのとりまとめ役・事務局・庶務の統括、進捗等会議の運営、新規支援地域の開拓＆支援、コンソーシアムの持つ資源の活用および事業の促進
構成団体	コンソーシアムの一員として幹事団体に協力し、現場での活動の実践

5. コンソーシアムについて



- コンソーシアムの構成団体は、企業、事業者団体、NPO、金融機関、個人等複数以上であれば特に間わない。
- 構成団体・者は、事業実施を担う団体・者、事業実施にあたって助言や支援を行う団体・者を想定。
- 幹事団体を担うことのできる主体に特に制限はないが、当該団体とは独立した会計処理をできる体制を有していることが求められる。原則、法人格を有する団体で活動実績のある団体。
- コンソーシアムには、休眠預金事業を通じて新たに立ち上げる見込みの団体をメンバーに想定することは可能。ただし、申請団体に現存する複数以上の企業や団体で構成されることが必要。
- コンソーシアムの中には、長野県外に本社（本部）を有する者が参加することも可能。

6. 事業の全体像

～誰もが活躍できる長野県にしたい～



2022

2023

2024

チームはあくまで
もイメージ
ウイズコロナ
新しい生活様式
への挑戦

- ・産業構造の変化を生み出す
- ・人材育成拠点づくり
- ・求める人材が大きく変わる
- ・地域の魅力採掘、創造

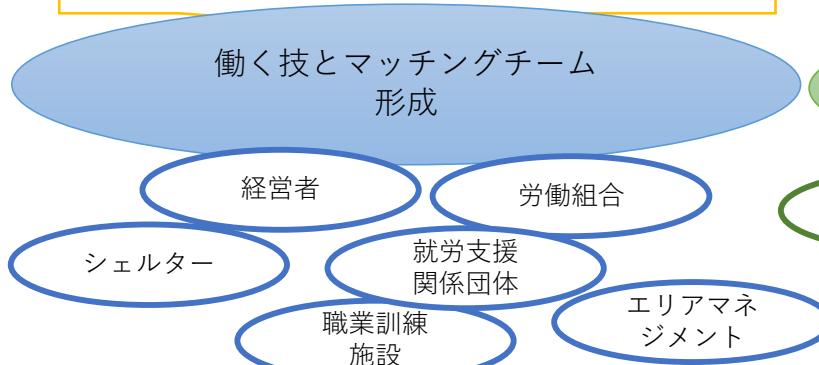
- ・次世代の働き方
- ・次世代の地域づくり
- ・地方の生き残り
- ・世代、エリア、分野を超えた人材マッチング

アフターコロナの
新しい働き方

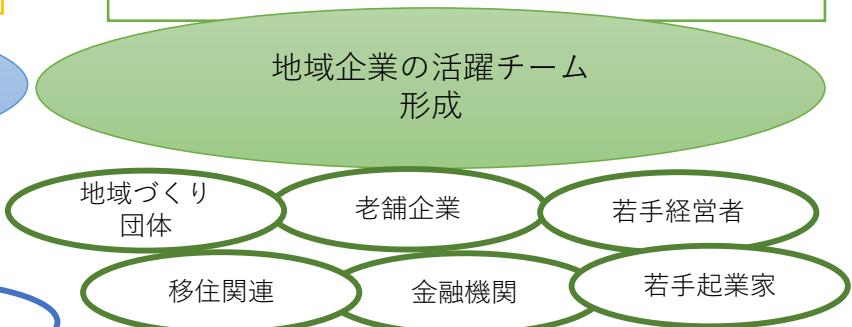
女性の夢実現・女性の主流化。
女性の多様な働き方の仕組み



経済界が求める人材像の明確化、
労使のニーズにスピーディに対応
しスキルを取得する仕組みづくり



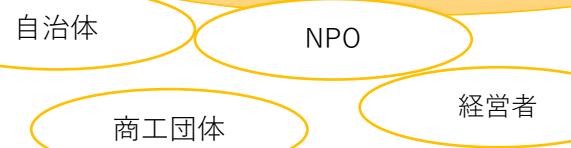
時代の変化に対応する老舗企業の
知恵と経験をいかした大胆な県内
M&Aや社会的企業



一人多役の多様な働き方チーム
形成

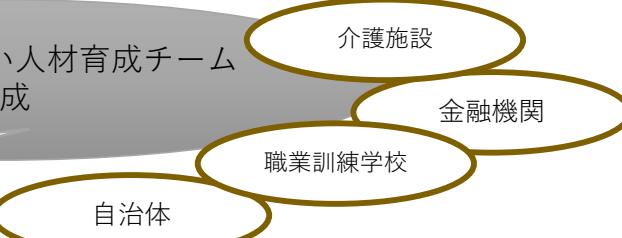
新しい生活様式に対応した
一人多役の多様な働く仕組みづくり

チームはあくまで
もイメージ



地域を支える継続的な人材育成の
仕組みづくり

地域ニーズの高い人材育成チーム
形成



6. 長野県休眠預金等活用コンソーシアム



経営者、労働者、NPO等公益セクターのネットワークを有する県的団体の協働による、労使双方の立場、若手経営者や公益団体の視点を踏まえた、誰もが活躍できる新しい働き方への支援体制づくり

資金分配団体 長野県休眠預金等活用
コンソーシアム

長野県みらい基金

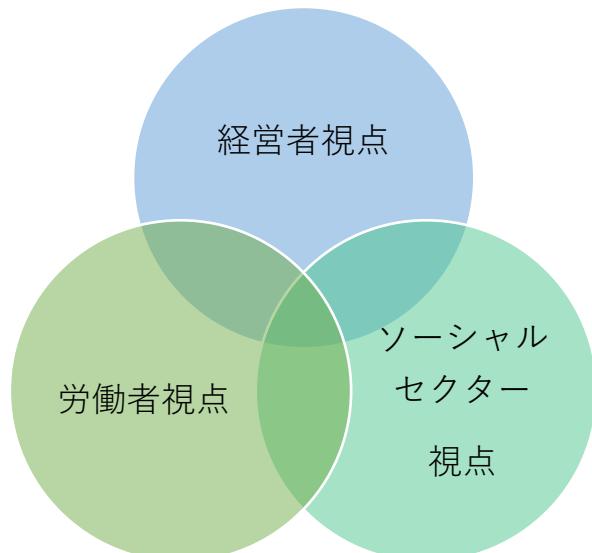
(幹事法人 事務局)

長野県労働者福祉協議会

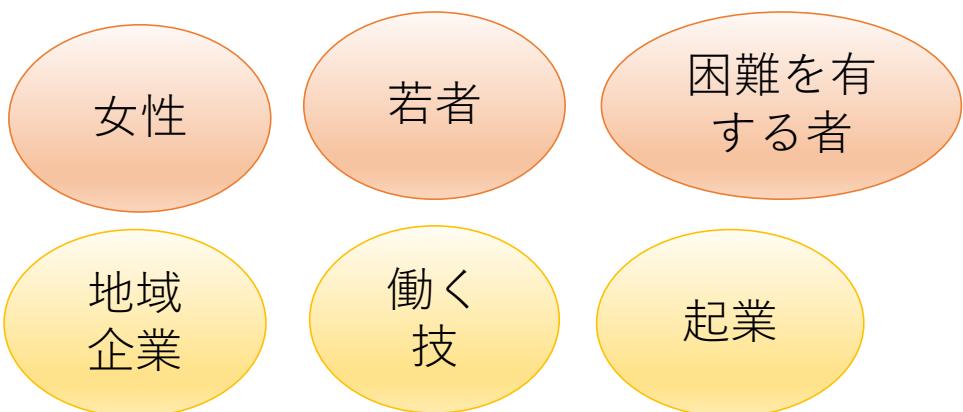
長野県経営者協会

公益財団法人日本青年
会議所北陸信越地区
長野ブロック協議会

協力



今回の事業の主なターゲット



6. 長野県休眠預金等活用コンソーシアムの支援体制



労使・ソーシャルセクター連携のコンソーシアム（資金分配団体、長野県等関係機関、実行団体との協働により、新しい働き方・暮らし方づくりの県民運動へつなげる

連携団体等

コンソーシアム運営委員会（決定機関）
(長野県みらい基金、長野県経営者協会、長野県労働者福祉協議会)

実行団体伴走支援チーム

チームリーダー、コンソーシアム構成団体、分野別専門家・経験者等によって構成

日本青年会議所
北陸信越地区
長野ブロック
協議会

(支援内容イメージ)
組織づくり、合意形成、ネットワーキング、事業化アイデアの学び
事業計画づくり 事業化・経営支援 会計・経理 法務 等

長野県

県立大学

連携
横展開
等

伴走支援

実行団体（例）

女性の活躍
働く

女性の夢
応援

多様な
働き方

スキルアップ
&
マッチング

地元企業の
活躍・起業

人材育成

経営者協会婦人部会
連合女性部会
女性団体 ママの会
県男女共同参画

経営者協会婦人部会
連合女性部会
女性団体 ママの会
県男女共同参画

母親・女性支援団体
LGBT関連団体
障害者支援 福祉
引きこもり支援

経営者協会会員
連合会員 リクルート
系起業 職業訓練
ハローワーク

経営者協会会員
経済団体 金融機関
シンクタンク JA 商
店街 観光協会

職業訓練施設 施設
商工会 事業者団体
大学

7. 支援事業イメージ



次世代の「働き」「学び」「暮らし」の実現のため
革新的な社会実験へのチャレンジ

イノベーション企画事業が求めるもの

- ・地域横断のテーマ（地域社会の根本課題）に対し、従来の枠を超えた革新的な手法の開発、社会実験、普及・実装に挑戦することにより**大きな社会変革（ソーシャルイノベーション）の創出、新しい仕組みを構築するもの**
- ・分野や企業、NPO、自治体等の枠を超えた**集合的なアプローチ（関係主体の連携、協働により大きな効果を生み出す取組）**新しい発想による資金支援のスキームなど、既存の解決手法を打ち破る革新的で有効な手法による事業の創出
- ・社会課題の解決に民間の創意工夫、英知を最大限活かし、**従来の枠を超えた、あるいは従来なかったような事業**

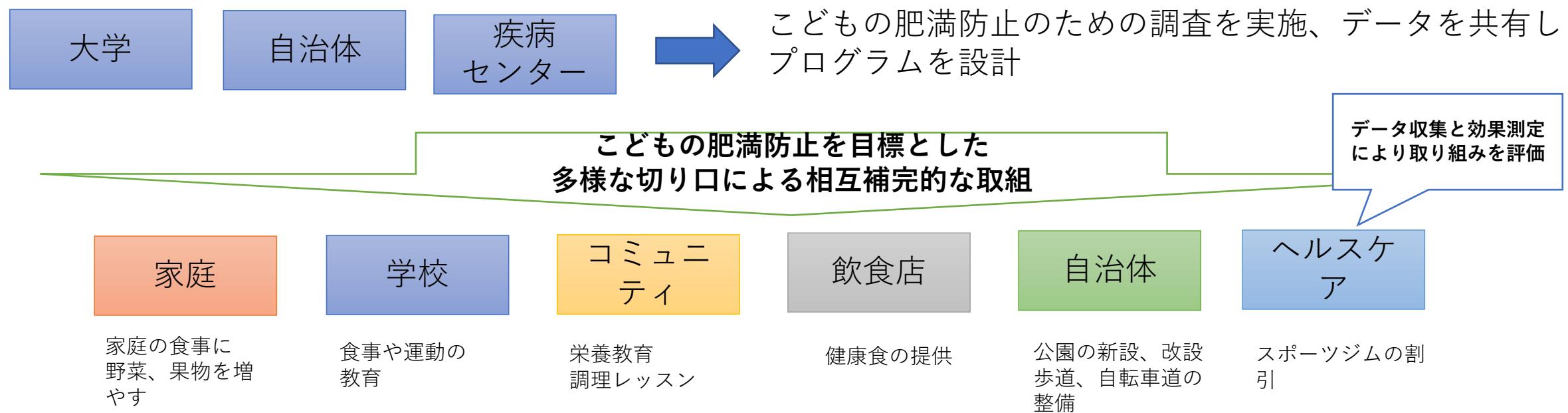
7. コレクティヴィンパクトを生み出す社会実験



コレクティブインパクトとは：異なるセクターにおける様々な主体（企業、NPO、財団、行政など）が、**共通のゴール**を掲げ、**お互いの強み**を出し合いながら社会課題の解決を目指すアプローチ

コレクティブインパクトの例

アメリカのマサチューセッツ州のサマービル市「肥満」を防ぐ取組
2003年全ての子供の44%が肥満 (少数民族の肥満率が著しく高い)



(参考) 「多様な連携のカタチ」もモジョコンサルティング合同会社 長浜 洋二

7. 支援事業イメージ

(例：女性支援)



社会的課題

女性側：新型コロナウイルスの中で、非正規雇用の女性やシングルマザーが職を失なったり、収入が減っている女性が増えている。子育てをしながら働きやすい職場が少ない。

事業者側：製造業、建設業等の職場で人手不足。管理職として活躍する女性が少ない



(テーマ) 仕事を通じて輝く女性の支援

地域のニーズも踏まえて、女性が自分らしい働き方で活躍できる社会を実現

→非正規・シングルマザーの女性のスキルアップ支援、生活支援（シェアハウス）

→製造業、建設業等での女性のニーズに沿った職場づくり支援

→女性のネットワーク化、女性管理職を支える研修・支援の仕組みづくり

実行団体（イメージ）

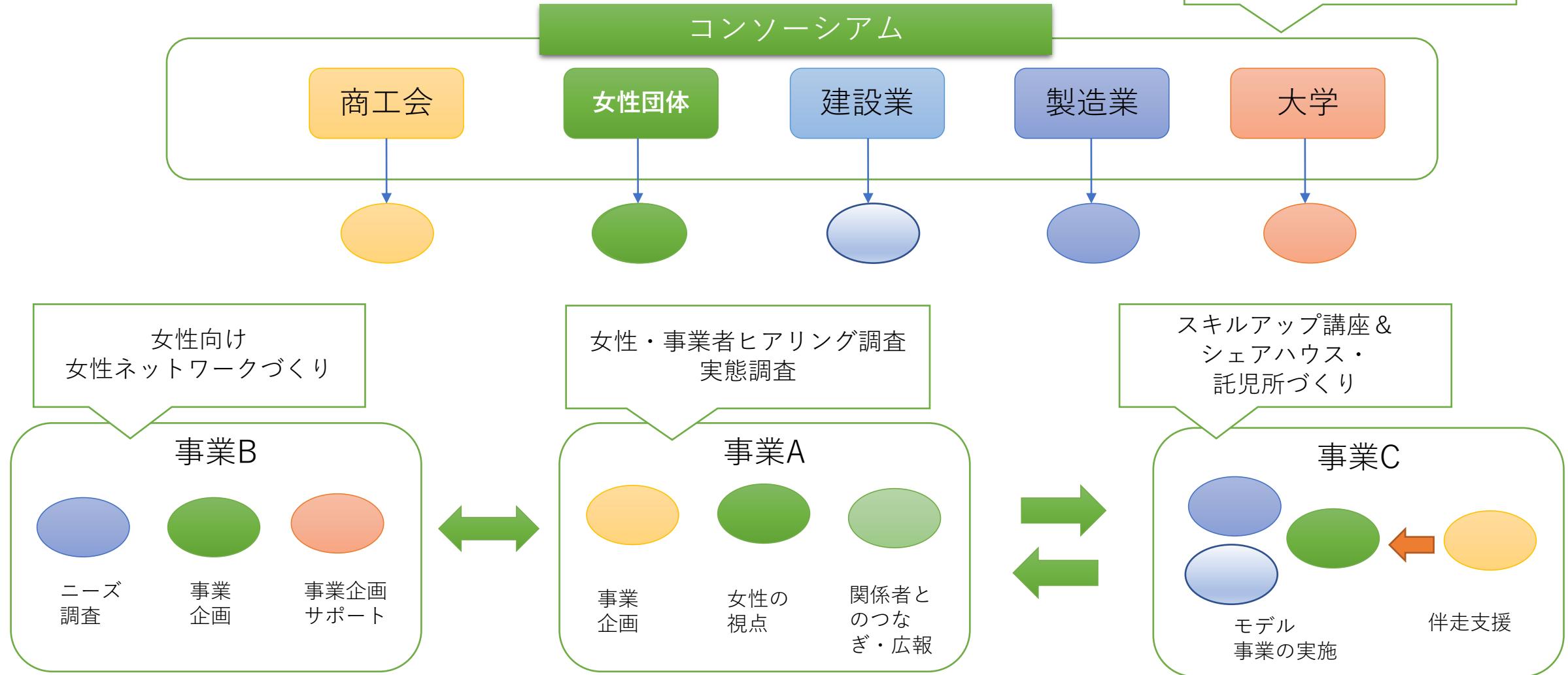
商工会議所（商工会）を幹事団体とし、女性団体、企業、女性が経営者等との連携によるコンソーシアムを立ち上げ

輝く女性の増加（社会・経済）
女性の力を活かした企業活動の展開（社会・経済）
女性によるソーシャルビジネスの増大（社会・経済・環境）

7. 実行団体事業実施体制イメージ



経験や立場の異なる
主体による連携体制



7. コレクティブインパクトイメージ



女性

不安定な雇用

こどもが急病の時に
は休まざる得ない

建設業

人手不足
子育てで
休まれるのは困る

建設業、製造業
の経営者とシングルマザーとの
交流を通じお互いの状況を理解
する契機に

自治体・建設業・女性
グループとの連携により
女性の生活と
雇用の一体的支援

商工会

建設業

製造業

女性

全体調整

建設業の技術
習得講座
(賃金補助)

託児所
運営補助

改修作業を通じ
てスキル取得
建設業への親し
み



社会変革のアイデア

空き家改修⇒
シングルマザーのシェアハウス
企業共同で使える託児所づくり

改修ワークショップ シングルマザー
のスキルアップ

シェアハウス
女性同士の助
け合いで働き
やすい
環境づくり

改修作業を体
験することで
技術を習得・
建設業への就
職へのきっかけに

託児所がある
ことで製造業
への子育て中の
女性の雇用
が容易に

放置空き家の
減少へ

7. 支援事業イメージ

(例：女性支援)



1年目事業イメージ

- ・女性、事業者のニーズ・実態調査ヒアリング調査
- ・女性支援の先進的事例の調査
- ・女性懇談会、ネットワークづくり（女性の声の拾い上げ）
- ・ニーズ調査を踏まえたスキルアップ支援研修の内容、仕組み検討

2年目事業イメージ

- ・働きながらスキルアップできる講座の試行（賃金補助・託児付き）
- ・シングルマザー同志のシェアハウスの検討
- ・企業経営者向け講座（女性のニーズに沿った職場づくりの研修）
- ・製造業、建設業でのシングルマザー等の働きやすい職場づくりモデル事業支援（共同託児所づくり等）

3年目事業イメージ

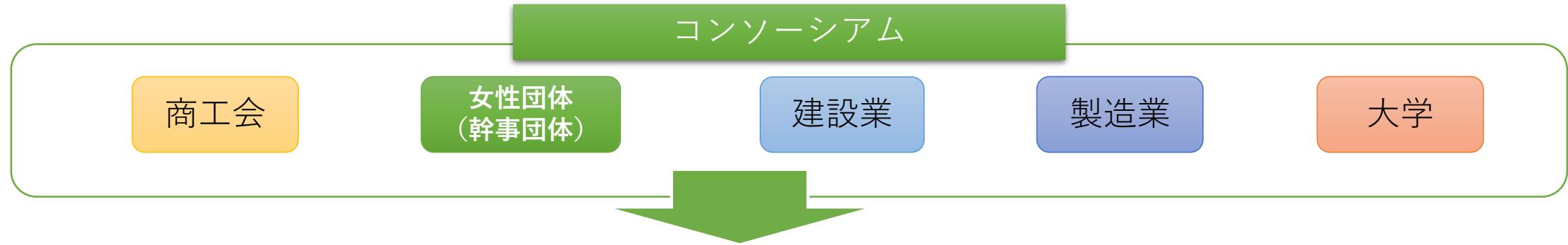
- ・女性のスキルアップ講座の改良・充実（賃金補助を行う企業の基金づくり）
- ・シングルマザー同志のシェアハウスの立ち上げ
- ・製造業、建設業での働きやすい職場づくりの普及
- ・女性ネットワークの構築（女性同士の支援）

事業終了後

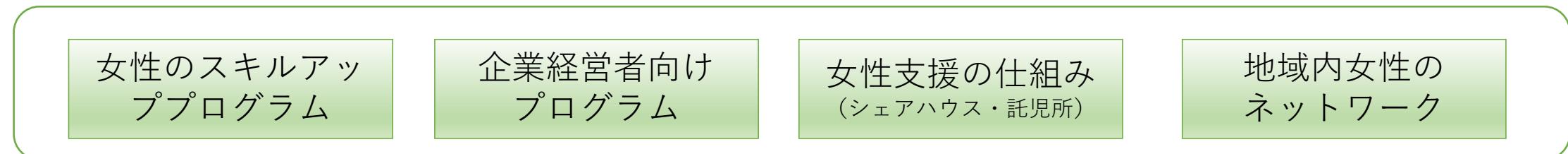
コンソーシアムによる女性支援パッケージ支援の仕組み確立

（例：会員企業・自治体との負担によるプラットフォーム運営）

7. 3年間事業のアウトプットイメージ（地域事業）



困難を抱える女性の働き・暮らし支援・女性活躍支援の仕組み確立



事業の継続の仕組みづくり：例：女性会員の会費、贊助企業の会費
プログラムの他地域への提供

プログラムやノウハウのシステム化による汎用化
政策提言：行政の女性支援策との連携

7. 事業計画における目標値、KPIについて



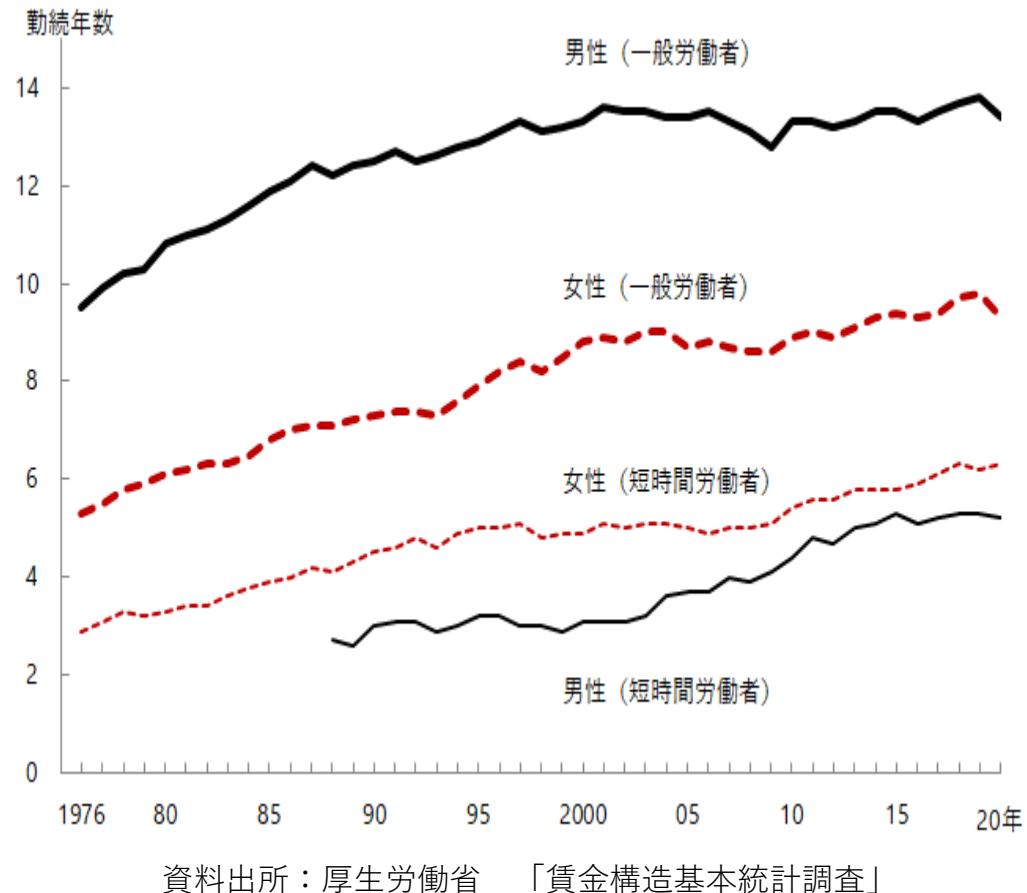
KPI（目標・ゴールに対する達成の度合いを測るために設定する指標）の設定

当該課題のボトルネック解消に関する指標を設定し、効果的な取り組みを促すものとする。

例えば、「女性の管理職拡大」を目標とする場合

管理的職業従業者（会社役員、公務員）
の女性の割合
長野県 13.5% (47位：全国最下位)
全国平均 16.4%
2015年国勢調査より

女性管理職が少ない主な理由
→平均勤続年数が男性より短い
→管理職に上がる前に退職する女性が多い
→「**平均勤続年数**」を上げることが
管理職増大につながる可能性
→**平均勤続年数を上げるためにには何が必要か？** = 効果的な取組の推進へ



7. 支援事業イメージ(例：介護人材 + 農福連携)



社会的課題

事業者側：高齢化の中で介護人材のニーズは高まっているが、介護人材が不足。介護人材が不足しているため、既存のスタッフに負担が増え、辞める人が増えるなどの悪循環に

働く側：介護福祉士の資格取得のため奨学金を受給、介護施設に就職しても低い収入のため返納できず、違う職場に就職する人も。失業者や移住者の中には介護職に興味あるひともあり。農的な暮らしをしたい人が増えているが、現金収入を得る手段が難しい人も。



(テーマ) 持続的な介護人材の確保

→高校生、社会人等様々な年代に対する人材養成の仕組みづくり

→働くこと・暮らすことへの魅力の向上＝農的な暮らしとの組み合わせ

→介護人材への適切な賃金確保の仕組みづくり

介護サービスの質の向上（社会・経済）
多様な働く場の確保（社会・経済）
農業、農地の保全（環境）

実行団体（イメージ）

老人介護施設を幹事団体とし、介護人材養成施設、商工会、農業団体、IT事業者等との連携によるコンソーシアムを立ち上げ

7. コレクティブインパクトイメージ



例：老人介護施設Aでの取組 社会変革のアイデア

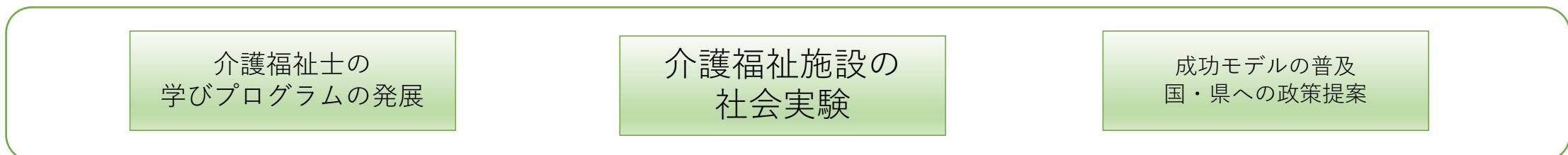
- ・介護施設で働きながら農的暮らしの実践と介護福祉士の資格両方をとれる学びの場づくり
- ・介護施設に入居する高齢者が参加できる福祉ファームづくり



7. 3年間事業のアウトプットイメージ（地域事業）



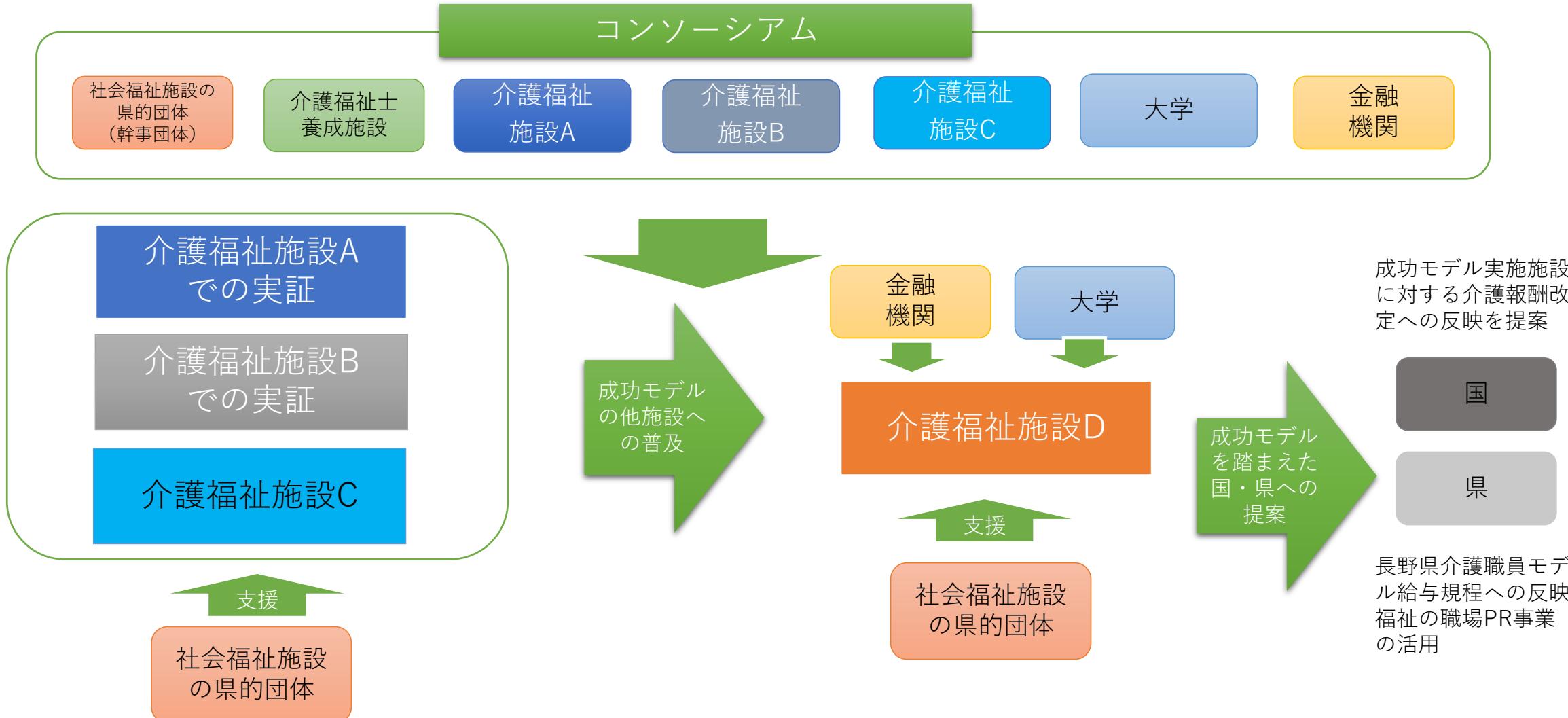
介護人材確保ができる介護福祉施設の社会実験



事業の継続の仕組みづくり：成功介護福祉施設モデルへの金融機関等との連携によるファンディングの仕組みづくり

政策提言：政策提言を通じた国の介護制度、県の介護施設支援施策への反映

7. 3年間事業のアウトプットイメージ（地域事業）



7. 支援事業イメージ (例：商店街)



社会的課題

- ・郊外での大規模店舗の建設などにより、駅前の既存の商店街の衰退が深刻化し空き店舗が増大、後継者もない状況。町中心部にお店も減り、町中心部の空洞化が進むとともに、街車を持たない高齢者等買い物難民が今後増える可能性。
- ・新型コロナウイルス等の危機にも強い、地域内需に支えられた地域経済循環を構築することの重要性



(テーマ) 社会課題解決による商店街の活性化

- 地域内経済循環を進める、ITを活用した「地域通貨」の仕組みづくり
- 地域内で生じる“もの”的有効活用による環境負荷削減と地域の雇用創出の同時実現
- 駅前商店街の活性化によるコンパクトシティづくり

実行団体（イメージ）

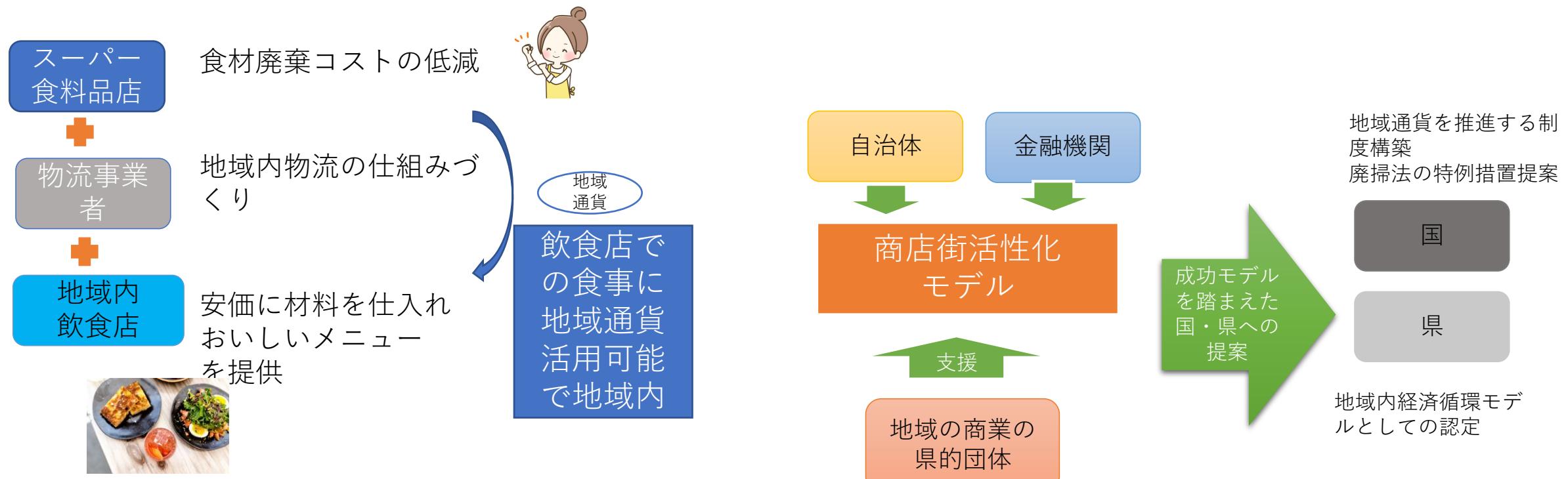
商工会を幹事団体とし、商店街、飲食店、物流事業者、消費者団体、女性グループ、県的団体等との連携によるコンソーシアム（又は協議会）を立ち上げ

7. コレクティブインパクトイメージ

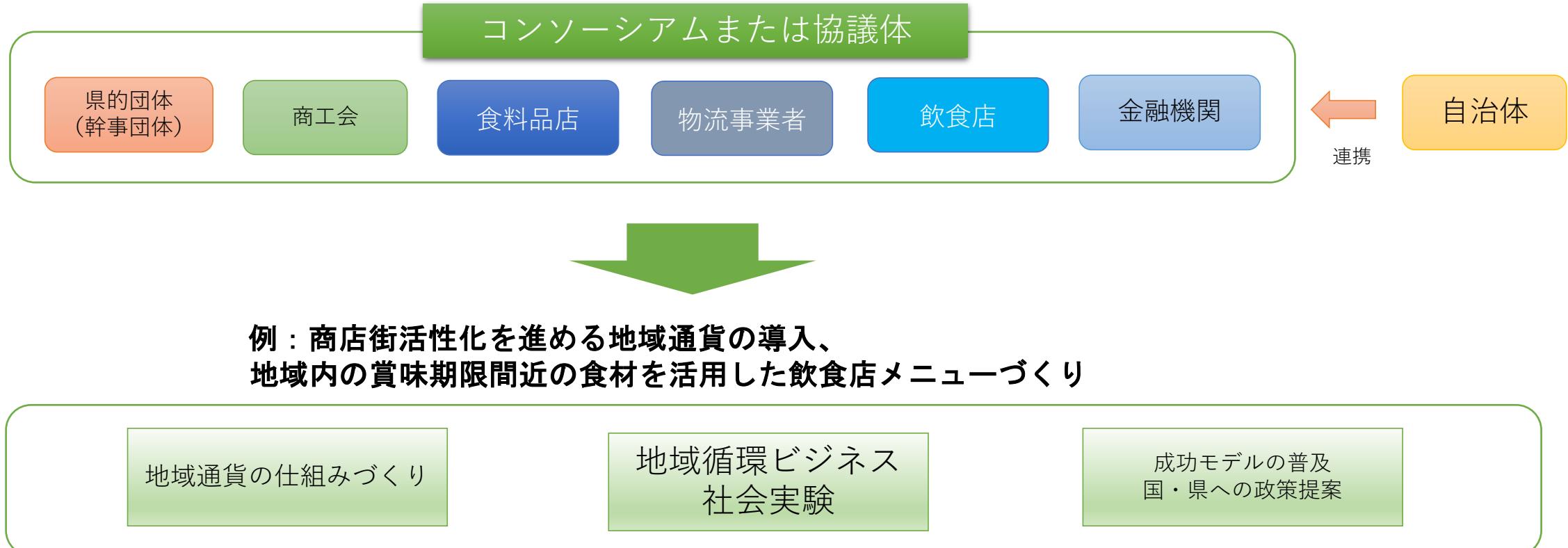


例：商店街等での地域通貨導入 + サーキュラーエコノミービジネス

- ・地域内商店のみで活用できる地域通貨導入
- ・地域内で生じる賞味期限間近の食材による飲食店メニューの開発



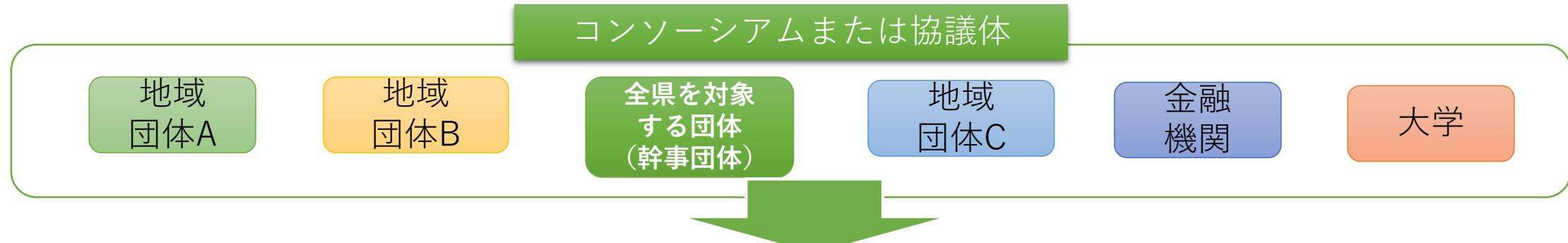
7. 3年間事業のアウトプットイメージ（地域事業）



事業の継続の仕組みづくり：商店街地域循環モデルへの金融機関等との連携によるファンディングの仕組みづくり

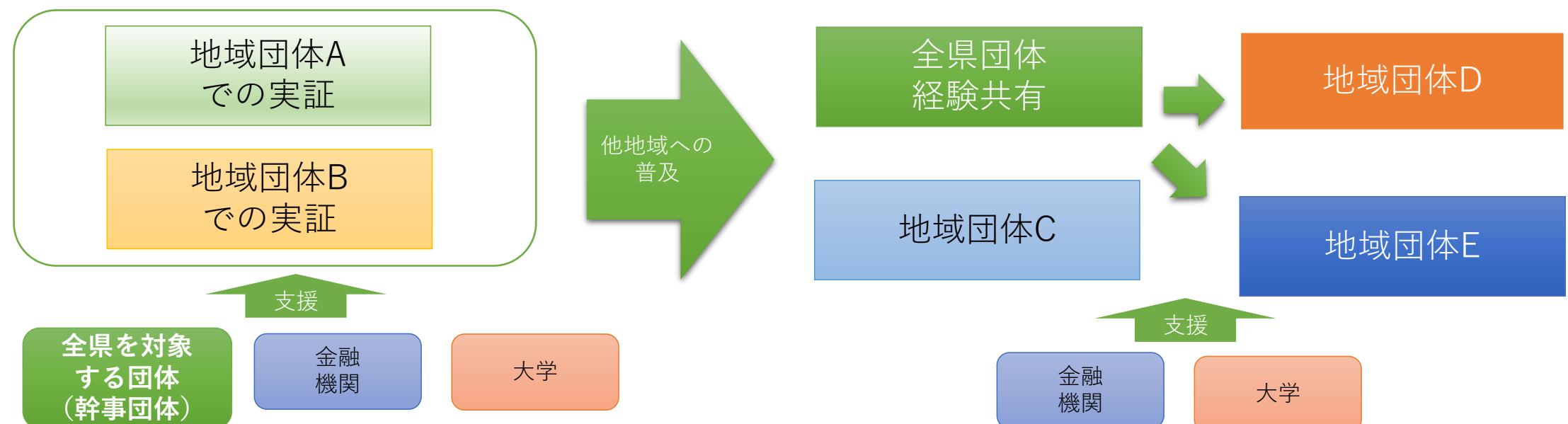
政策提言：政策提言を通じた国の制度、県の施策への反映

7. 3年間事業のアウトプットイメージ（全県事業）



1年目～
2年目

コンソーシアムによる新しい働き方の仕組みづくり支援



8. 申請資格要件



- 1) 協議体又はコンソーシアム（経済団体、労働組合、企業、NPO法人、一般社団法人、大学、金融機関等複数主体により構成される団体）
- 2) 規定のガバナンス・コンプライアンス体制を満たしている団体

但し、以下は助成対象外

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- ③ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）
- ⑤ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- ⑥ 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
- ⑦ 資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から3年を経過しない団体
- ⑧ 同一の事業テーマで同時期に複数の資金分配団体に申請した団体

9. 助成方針等①



- 1) 貸付又は出資は行わず、**助成のみ**
- 2) 基本方針：**当財団が策定しJANPIAに承認された事業計画に沿った事業の実施**
 - ・地域横断のテーマ（地域社会の根本課題）それぞれの課題解決型提案（協議体）
 - ・各課題の分析、その解決への道筋、大胆な改革方法を生み出すトライアルであり、多様なセクターを巻き込んだ多機関連携を進める。
 - ・運動体として多様な主体を取り込みながら、インキュベーション、増殖、トライアルを行いながらインパクトを生んでいくアウトカム志向の事業を実施
- 3) **適切なリスク管理**
- 4) **休眠預金の助成に依存しない体制・資金計画づくり**

9. 助成方針等②



5) 原則、事業費の20%以上は自己資金または民間からの資金を確保

- ・財務状況や緊急性のある場合などは、特例的に理由を明示、自己負担分を減じる
複数年度事業は、事業最終年度には補助率を原則（80%）に戻す
- *自己資金の確保に関しては事業内容に応じて要相談。

6) 3年間の複数年度の助成

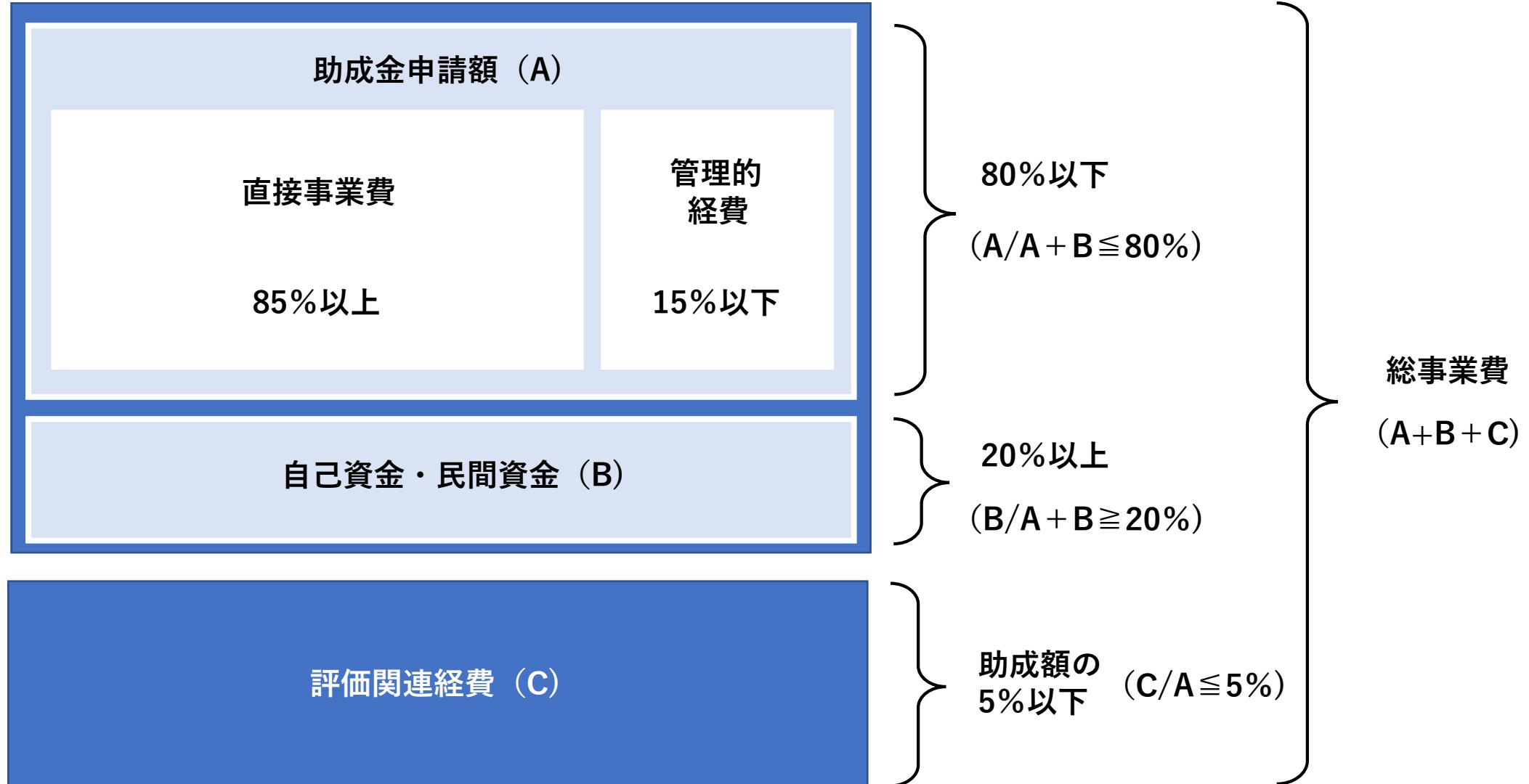
- ・助成額は、助成期間を通した合計で確定。
- ・2022年度は原則3月末まで支払い。2回目（2023年度）以降は、原則として、4月と7月と10月に分割して支払う

7) 助成額の最大15%は管理的経費として充当可能

- ・管理的経費は、助成・貸付け・出資を実施するために必要な経費
- ・人件費を対象とする場合には、人件費水準等を公表すること

8) 助成額の支払いは概算払い

9. 助成方針等②



10. 選定について①



選定基準

1	ガバナンス・コンプライアンス	包括的支援プログラムに示す事業を適確かつ公正に実施できるガバナンス・コンプライアンス体制等を備えているか (詳細は「12. 選定時の審査項目」参照)
2	事業の妥当性	社会状況や課題の問題構造の把握が十分に行われており、実施計画（課題の設定、目的、事業内容等）が解決したい課題に対して妥当であるか
3	実行可能性	業務実施体制や計画、予算が適切か
4	継続性	助成終了後の計画（支援期間、出口戦略や工程等）が具体的かつ現実的か
5	先駆性（革新性）	社会の新しい価値の創造、仕組みの構築に寄与するか
6	波及・普及効果	事業から得られた学びや仕組みが組織や地域、分野を超えて課題の解決につながることが期待できるか
7	連携と対話	多様なステークホルダーとの協働、事業の準備段階から終了後までの体系的な対話が想定されているか

10. 選定について①



加点基準

1	社会変革	新しい仕組みづくりのための社会実験など社会変革の要素があるか。
2	地域資源の活用	長野県ならではの地域の資源や技術、知恵などが活用されているか。
3	SDGSへの貢献	環境、経済、社会の統合的に実現に資するものか？女性、障がい者、ひきこもり等困難を有する者への支援が含まれているか。



配慮事項

- ① 原則として国、地方公共団体から補助金・貸付金を受けていない事業
- ② 同一事業で、他の助成財団等から助成等を受けることは可能
- ③ 既存助成財団への単なる財政支援は選定対象外
(休眠預金が実質的に実行団体の他の事業の財源に活用されるケースなど)
- ④ 社会的成果の最大化の観点を重視
社会の諸課題の解決の手法の**革新性・継続性** → 地域・分野への配慮

優先選定

- ・地域の根本課題を解決する新しい仕組みづくりのための社会実験などの社会変革を行う団体
- ・長野県ならではの地域の資源や技術、知恵などが活用し、重点分野「女性」「若者」「地域の中で困難を有する者」「地域企業」「働く技（就労支援）」「起業（ソーシャルビジネス）」の新しい事業モデルを構築するもの。
- ・4年目以降の事業継続戦略を構築する団体

11. 申請の手続き



公募期間

2022年2月1日（火）～2022年4月28日（木）

申請方法

- ① みらいベース内の長野県休眠預金等活用コンソーシアムのページ
(<https://www.mirai-kikin.or.jp/>) から公募に必要な様式のダウンロード・作成
(事業計画書、資金計画書、組織・財政基盤の確認書類等)
- ② 必要書類の準備
(定款、登記事項証明書等)
- ③ 提出書類の確認
- ④ 全ての書類を郵送 (2022年4月28日の郵便消印有効)
- ⑤ メール：zipファイルに圧縮してメールに添付
(一括で添付できない場合は、複数メールに分割して構いません)
- ⑥ 申請用メールアドレスに送信

※申請締切日

【郵送】2022年4月28日の郵便消印
【メール】2022年4月28日17時00分時
点でメール受信している申請書類を
もって提出とみなします

12. 経費について①



積算 1団体あたりの助成額 1000万円前後/年間 3000万円前後/3年間

分類	定義	割合
直接事業費	・助成事業実施に直接係る活動経費のうち、支出にかかる証拠書類を提出できる費用	助成額の85%以上
管理的経費	・役職員の人工費等や管理部門などの管理経費、事務所の家賃等に要する経費で、当該業務に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費、又活動を実施するための調査費等 ・申請事業の経費として特定することが困難な費用は他事業と按分	助成額の15%以下

積算の留意点

- ①資金計画は助成金申請額と自己資金又は民間資金を合わせた事業総額について記載
- ②複数年度にわたる事業は、各事業年度および事業期間全体の資金計画を作成
- ③会計費目は、選定申請団体が通常使用する会計費目で分類
- ④各費目は、基準単価および算出根拠を提示
- ⑤社会通念上、妥当と認められない水準の場合には、調整することがあり
- ⑥管理的経費で申請事業の経費としての特定が困難な費用は他事業と按分し算出根拠を明示
- ⑦管理的経費に人工費を含む場合は、水準を公表すること
- ⑧評価等に係る調査関連経費として、助成等の額の5%程度を、団体の状況や必要性に応じて助成等の額と別枠で申請可能

12. 経費について②



●助成方針を基本として、多様な用途に活用可能

- ・直接事業費：人件費、謝金、交通費、消耗品費、通信費、印刷製本費等
(事業において場所を賃貸する必要がある場合は賃料、光熱水費等も可能)
- ・一般管理費：事務所の賃料、光熱水費、社会保険・労働保険

○人件費（事業の事務局、経理、企画・立案等）に上限なし

- ・例えば、休眠預金事業終了後の出口戦略が検討される場合は、対象となる事業に雇用される職員の賃金の補填等への活用も可能。
- ・国や県の補助を受けた同一事業の中で、国・県の補助対象となっていない人件費に充当することは不可
(国や県の補助事業の対象事業者であっても当該補助事業とは異なる目的・事業に充当することは可能)

○ハード経費（動産・不動産）にも充当可能

ただし、事業実施に必要不可欠でありかつ事業終了後も継続して活用できる可能性があるもの

12. 経費について③



●対象外経費について

対象外経費	主な該当事例
本事業に直接必要ではない経費	<ul style="list-style-type: none">個人または団体に贈与される寄付金、義援金および贈呈品等会議費等におけるアルコール類の購入費用勤務時間外の飲食代（出張時の朝食等を含む）退職金共済の掛け金自団体の役員としての役務提供に係る費用^{*1}
経済合理性を欠く経費	<ul style="list-style-type: none">ファーストクラス、スーパーシート、プレミアムエコノミー、グリーン車などの特別料金会議費の範囲を逸脱し、社会通念上、接待交際費に当たるもの合理的な理由がない、一般的な相場よりも過度に高額な物品の購入
別の用途で使われる可能性のある経費	<ul style="list-style-type: none">現金給付金券類の配付
本事業後に返金される経費	<ul style="list-style-type: none">金券類の購入による預入（交通系ICカード等）賃貸契約に伴う敷金・保証金^{*2}

*1 役員であっても自団体の役員としての役務提供と明確に区分できる本事業の伴走支援等に係る費用は助成対象とできます。

*2 助成期間内の活動に要した経費のため相殺されて返金されないことが確実な敷金・保証金は助成対象とできます



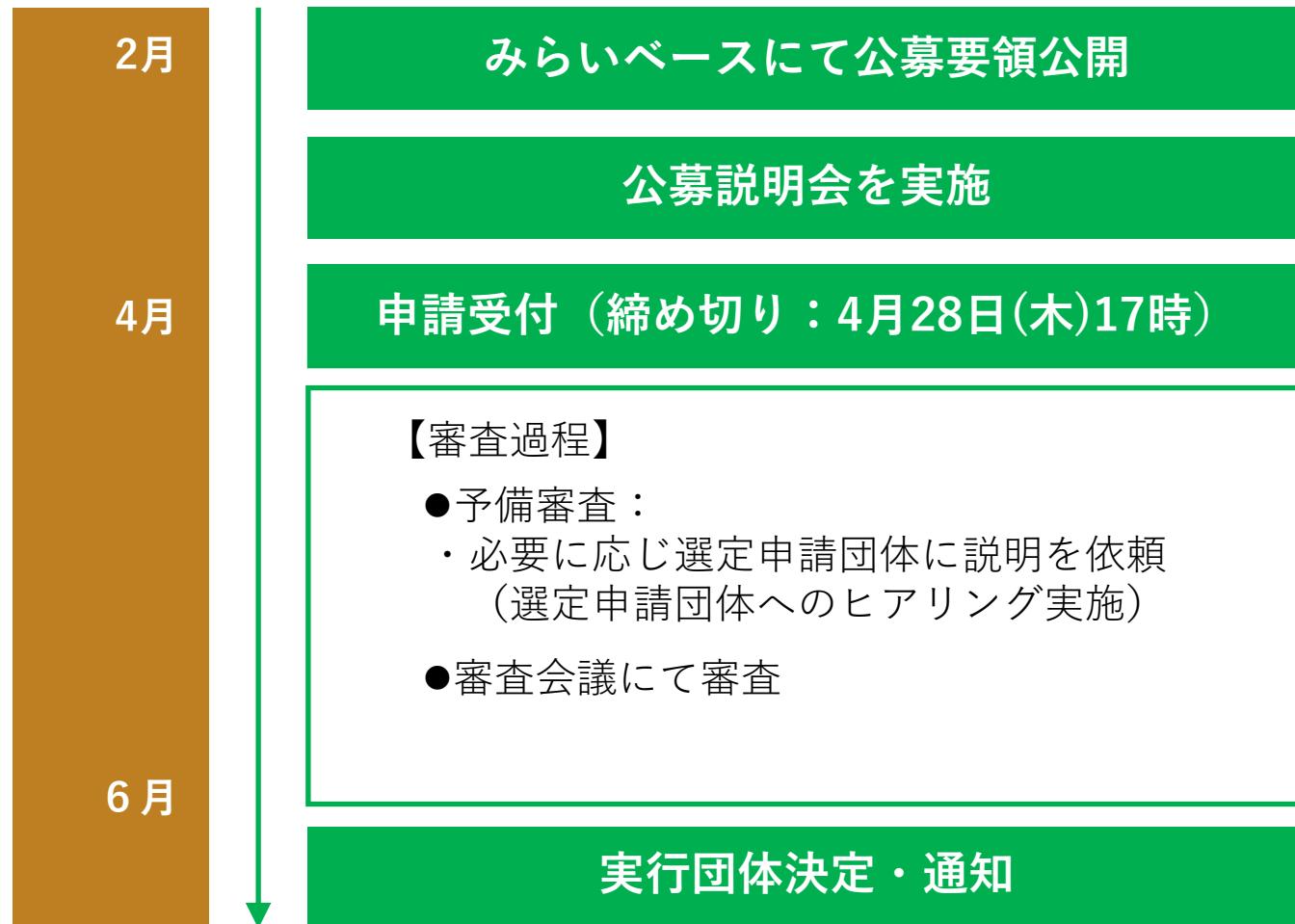
助成金の支払い

- 実行団体への助成は年度ごとに実施
- 資金提供契約に基づく**概算払い**
 - ・複数年度にわたる事業は、実行団体への助成金の支払いを**年度ごとに確定、精算**

精 算

- ・事業・収支の報告並びに精算方法は、**資金提供契約**で規定
- ・**区分経理の実施、帳簿の備え付け**
- ・支払証拠書類は事業完了日が属する会計年度の終了後**5年間保管**

13. 選定の流れ



14. 選定時の審査項目



審査の着眼点

●利益相反関係に該当しないこと

●事業プログラムの事業を適確、公正に実施できるガバナンス・コンプライアンス体制等

①ガバナンス・コンプライアンス体制等に関する以下の諸規程が備えられていること

- ・コンプライアンス施策の検討、実施等を担う部署又は責任者が設置されていること
- ・意思決定機関の運営規則や倫理規程、役員の報酬規程、情報公開規程等、組織運営を公正に行うための必要な規程
- ・不正行為や利益相反防止のための諸規程 (JANPIAの諸規程を参考)
- ・公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度を整備し運用していること (民間事業者向けガイドラインを参考)
- ・適確かつ公正に業務を遂行するために必要なトップマネジメント体制を備えていること
- ・適切な資金のリスク管理を行うこと

②資金の使途の限定および区分整理、帳簿の備えつけられていること

③適正かつ効率的に予算を執行すること

●原則、自己資金または民間資金を事業費の20%以上

ただし、財務状況や緊急性のある場合などは、特例的に自己負担分を減じることができます。



審査結果を文書で通知

選定情報を公開

- ・選定過程、選定（不選定）理由、改善すべき点
- ・選定事業の助成総額、各年度の助成見込み額、根拠等

※ただし、選定申請団体の権利その他正当な利益が損なわれないように留意します。

16. 選定後について①



6月

実行団体の公募選定

- ・実行団体の選定
- ・契約事業の詳細整理

7月

契約締結・事業開始

- ・資金提供契約書の作成・締結
- ・スタートアップ研修会
- ・事業開始



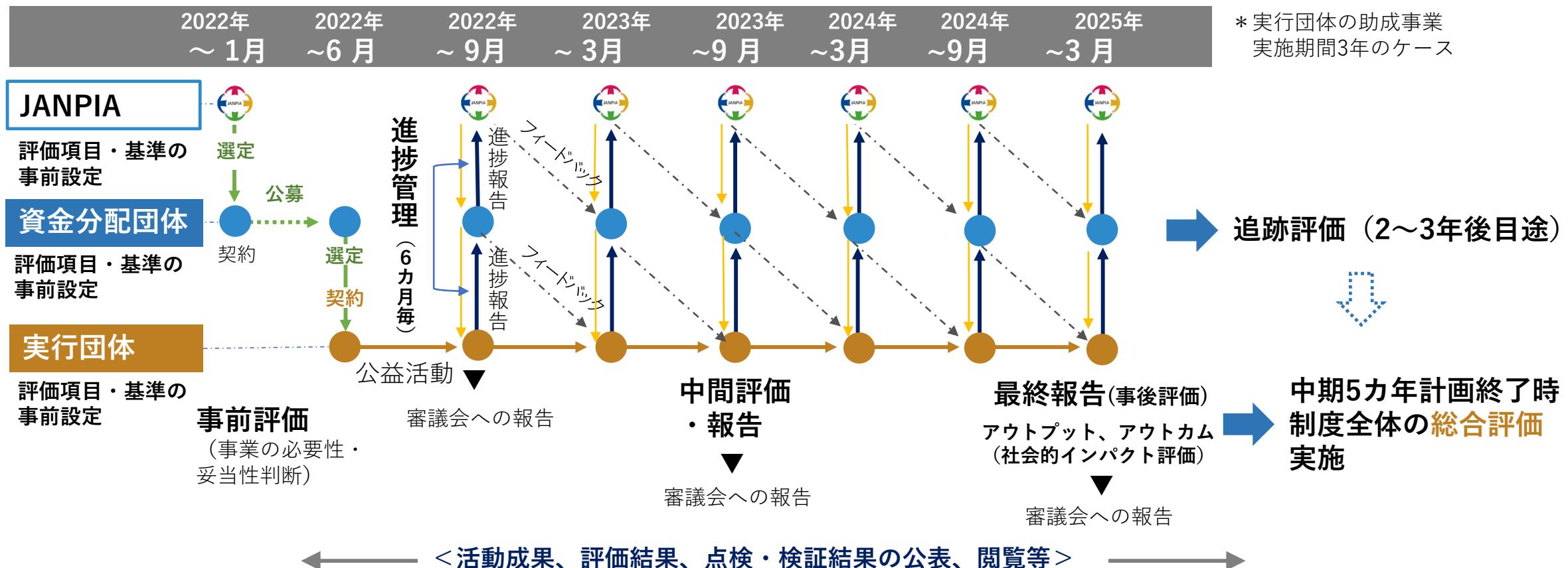
16. 選定後について①



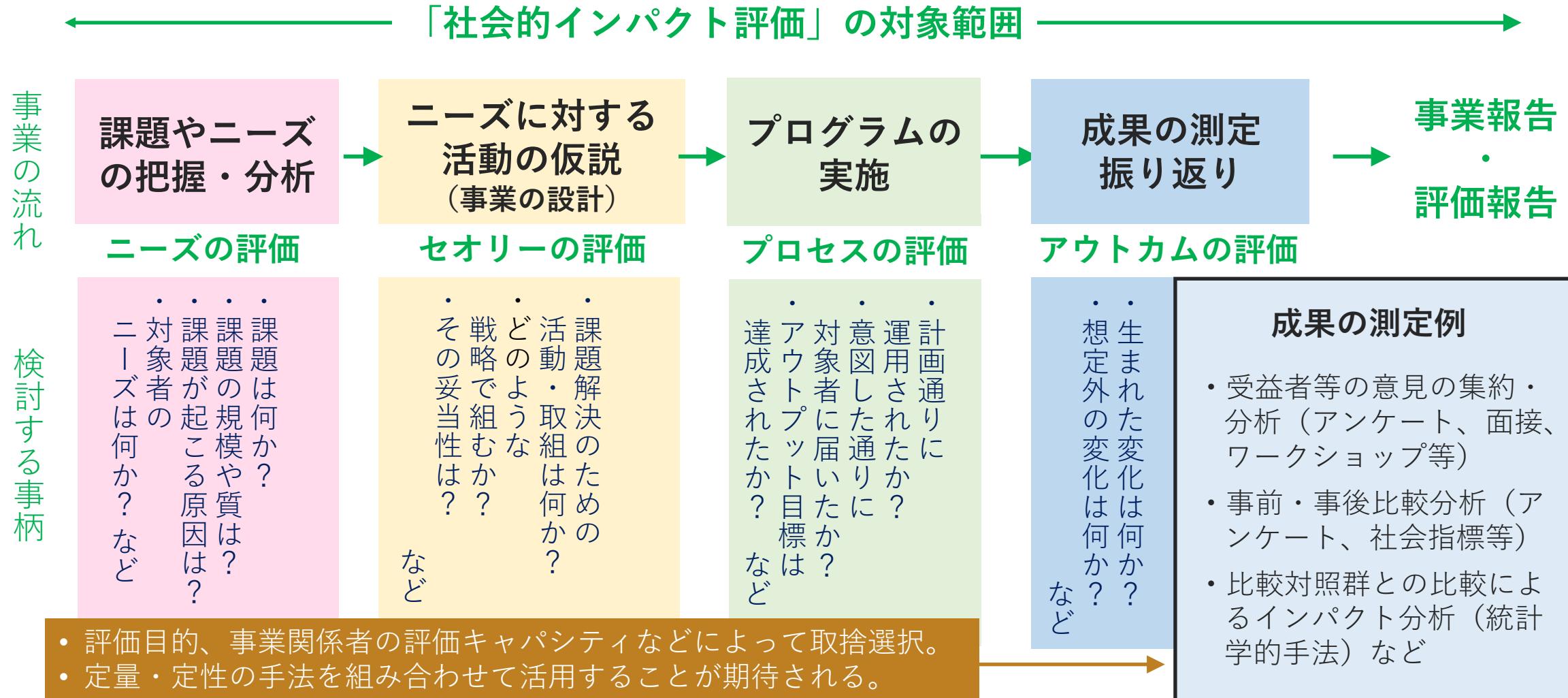
進捗管理・報告

JANPIA ⇄ 資金分配団体 ⇄ 実行団体：

- ・基本は自己評価、原則6ヶ月ごとの進捗管理、評価結果の点検・検証を実施
- ・ICTの活用による効率化



16. 選定後について② ~社会インパクト評価~



16. 選定後について② ~事業設計図~



女性の夢、生きがいを実現できる女性の社会参加、活躍支援

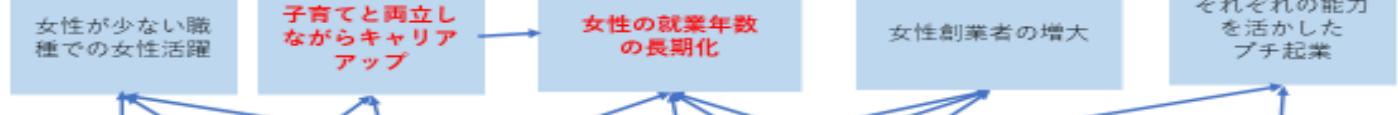
団体目的
ビジョン

長野県が、人々の活力にあふれ、自然と都市機能の調和の中に暮らしの豊かさを感じ、未来を思い描ける地域となる

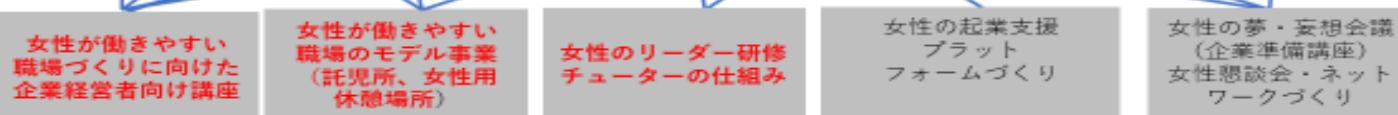
中長期
アウトカム

長野県では、女性が楽しく暮らせる、働く、学べる地域社会になる。

短期
アウトカム



アウトプット



社会課題

生計を立てるため、家族を支えるために多くの女性は仕事をしているが、必ずしも、それが女性自身の夢や生きがいにつながっていないことが多い。結婚、子育て、介護等のライフワークバランスのため、非正規雇用、短時間勤務、残業のない勤務等を選択することにより、企画立案など戦略的な仕事につくことが難しく、管理職に就く女性は少ない。長野県内には製造業や建設業の職場で人材不足である一方、女性の多くは事務職を希望し、事業者側のニーズとマッチしていない現状がある。

資金力、コーディネイト力、
事務力、運営力を持つ
バックボーンオーガナイザーになる

協業体制からエコシステム構築へ
連携セクターの意匠改革

インキュベーション
トライアル、実践等
成功事例の広報と
地域の協業連携体制ができる

実行団体に対する
連携・協業元提携、新たな資金提供づくり

事業継続、革新、展開への、
継続・戦略的連携づくり、

各事業における
革新的な
課題解決フレームを
構築する

実行団体に
対する資金+非資金的
伴走支援

地域ステークホルダーとの
コミュニケーション、連携づくり

地域のステークホルダー、資源等
の把握連携への関係性構築
信州コンソーシアム
経済界、労働者、青年会議所
コミュニティ財団

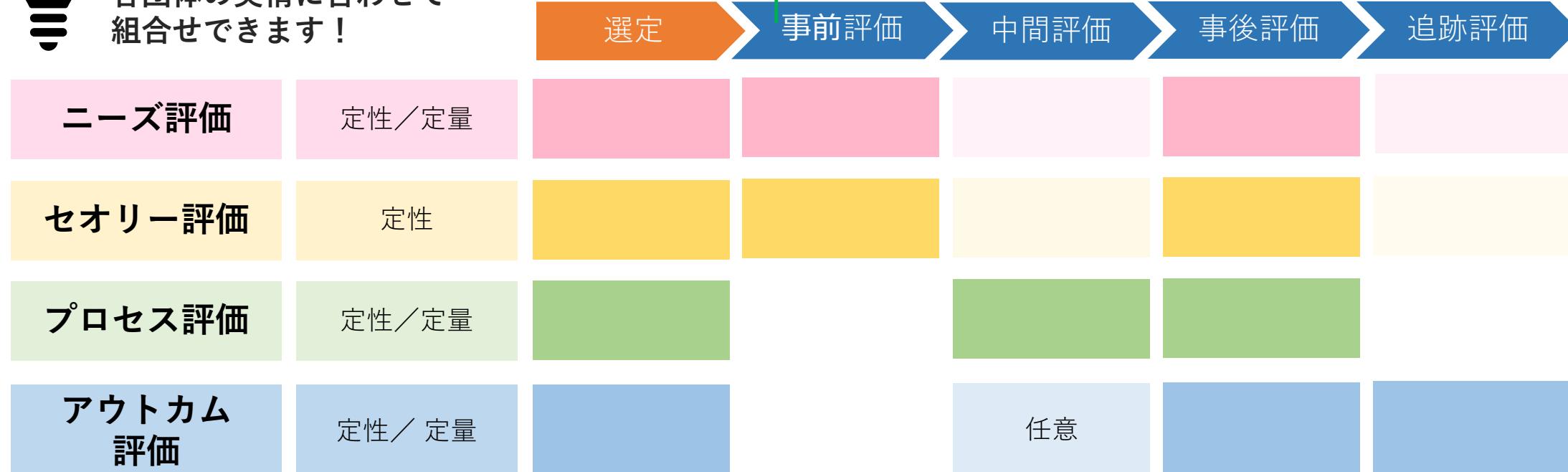
16. 選定後について② ~社会インパクト評価~



- 公募時に事業計画をつくる段階（選定）では、まず、仮設的にスタートします。
- 具体的には、事業開始後に、事前・中間・事後・追跡の各段階でニーズ・セオリー・プロセス・アウトカムのそれぞれの評価を行います。



図は、あくまでイメージで、各団体の実情に合わせて組合せできます！



17. 実行団体の基盤強化について



実行団体の自立化、持続的発展のための基盤強化を目指し、資金分配団体による実行団体への伴走支援等の助成と支援を実施します。

- 社会的インパクト評価等に係る調査関連経費として、助成等の額の5%程度を、団体の状況や必要性に応じて助成等の額と別枠で申請可能
- 評価は事業を実施する前（事前評価）、中間時（中間評価）、事業終了時（事後評価）に実施

実行団体への伴走支援

- ・支援チーム、外部専門家による個別の伴走支援
- ・実行団体のニーズを踏まえた集合研修の実施（活動の振り返りと計画の見直し、外部講師を招いた勉強会、実行団体同士のネットワーキング、ノウハウ共有などを想定）
- ・連携候補となる他の団体、企業、専門家等紹介

18. 事業の評価



- 実行団体にて **自己評価**
- 「評価指針」を参照 (JANPIAウェブサイトで公表中)

19. 実行団体に対する監督について

- ・ **資金分配団体による実行団体の監督**
 - 不正等の場合の助成等の返還を含む必要事項を公募要領、資金提供契約に明記
- ・ **情報公開の徹底**
 - 実行団体の選定情報
 - 事業の進捗・評価結果等

※上記について、事項を実行するための措置として、資金提供契約にも記載すること



20. 外部監査の実施

- 毎年度の決算については、**外部監査を推奨**（経費は管理的経費に含めること可）
- JANPIA及び長野県休眠預金等活用コンソーシアムが必要と認める場合には、立入検査を行なことがあります。

21-26. その他

以下項目は、「公募要領」にてご確認ください

- | | |
|-----------------------|----------------|
| 21. 休眠預金等交付金の使途及び区分経理 | 24. 加算金及び延滞金 |
| 22. 選定の取消し等 | 25. 不正等の再発防止措置 |
| 23. 助成金の返還 | 26. 情報公開 |

27. 資金提供契約

長野県休眠預金等活用コンソーシアムは、実行団体に対する助成の実施について必要な事項を、実行団体と資金提供契約を締結します



お問い合わせ・相談窓口

公益財団法人 長野県みらい基金 松本事務所

〒390-0852 松本市島立1020 松本合同庁舎2階

電話：0263-50-5535 メール：kyumin-nagano2021@mirai-kikin.or.jp



個別相談

個別団体毎に隨時事前相談会を行います。kyumin-nagano2021@mirai-kikin.or.jpまで、団体名、氏名、連絡先（メール、電話等）、複数の相談会希望日時を記載の上、お申し込みください。

応募にあたっては事前個別相談会への参加が必須です





公益財団法人長野県みらい基金

休眠預金等活用法における「資金分配団体」

「長野県」の「みらい」を創るために、新しい寄付の形でNPO等公共的活動団体を強くし、社会で役に立つ組織にするための法人



活動内容

- (1) 社会貢献活動を行うNPO等公共的活動団体への寄付金を集め、助成する。
- (2) NPO等公共的活動団体が、より良い事業を展開できるよう、組織力・事業力の向上を図る。
- (3) さまざまなセクターが得意分野を活かし、社会を支えることができるよう、パートナーシップを推進する。



皆様のご応募お待ちしております